

令和8年度兵庫県健康福祉事務所間の  
検体搬送業務②（北部圏域）

仕 様 書

兵庫県保健医療部疾病対策課

## 1 業務の内容

「3 対象施設」で指定する機関の間を軽貨物自動車等で巡回し、検体等の貨物を運搬するとともに、荷物の積み降ろし並びに受け渡しにかかる業務を行うこと。

なお、本業務では、兵庫県保健医療部疾病対策課（以下「疾病対策課」という。）及び兵庫県健康福祉事務所が指定する荷物を運搬することとし、原則として他の荷物の混載を認めない。混載する場合は区画を行うなど、受託者の責任において他の荷物と混ざらないよう配慮すること。

## 2 業務実施日

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（日曜・祝日及び年末年始で疾病対策課及び兵庫県健康福祉事務所が指定する日を除く。）

## 3 対象施設（北部圏域）

機 関 名	住 所	電話番号
豊岡健康福祉事務所	豊岡市幸町7-11	0796-26-3655
朝来健康福祉事務所	朝来市和田山町東谷213-96	079-672-6863
新温泉健康福祉事務所	美方郡新温泉町三谷389-1	0796-82-3161
県立健康科学研究所	加古川市神野町神野1819-14	079-440-9090

## 4 搬送経路（北部圏域）

ルート No.	曜日等 ※祝日、12/29~1/3除く	経路（往復）	年間回数 （予定）
(6)	指定の火曜日（4/21、5/12、8/18、10/20、11/10、2/16）	朝来 ⇄ 豊岡 13:00 → 13:50 15:30 ← 14:30	6
(7)	指定の火曜日、水曜日（4/15、5/19、5/26、5/27、6/2、6/9、6/10、6/16、6/23、7/7、7/14、7/21、8/19、8/25、9/1、9/2、9/8、9/9、9/15、10/14、10/20、11/10、11/17、11/18、12/1、12/2、12/8、12/15、1/13、1/20、1/2、2/3、2/9、2/16、2/17、3/10、3/16）	豊岡 ⇄ 県立健康科学研究所 13:00 → 15:00 17:15 ← 15:15	37
(8)	指定の火曜日（4/7）	朝来 ⇄ 県立健康科学研究所 13:45 → 15:05 16:50 ← 15:20	1
(9)	指定の火曜日、水曜日（4/8、4/14、4/21、4/22、5/13、5/20、7/1、7/8、8/4、8/12、10/7、10/13、11/4、11/11、1/6、1/12、3/3、3/9）	豊岡 ⇒ 朝来 ⇒ 県立健康科学研究所 12:00 → 13:45 → 15:05 17:20 ← 15:20	18

## 5 運搬物の形態

### (1) 運搬物の内容

- ①水道水検査の水
- ②糞便検査の便
- ③HIV 検査の血液
- ④食品検査用の食品
- ⑤検査試薬
- ⑥検査依頼書及び結果通知書
- ⑦その他、上記以外の検体及び検査業務に必要な物品

### (2) 運搬容器

運搬する荷物は、兵庫県が用意するクーラーボックス等に兵庫県健康福祉事務所職員が検体を梱包し、封印をした上で、搬送を委託した者に引き渡すこととし、搬送を受託した者はクーラーボックスを所定の経路により搬送するものとする。また、封印に必要なシールは搬送を受託した者が用意する。

なお、上記クーラーボックスに収納し難い場合には、その都度、梱包したものを引き渡すこととする。

注意事項：クーラーボックス等の容器に収納されている検体等は、ビン等の割れ物が入っているので取扱は慎重に行うこと。

## 6 搬送車両

- (1) 本業務に使用する車両は350キログラム積有蓋貨物車（軽貨物車両）を原則とする。ただし、搬送日において当該車両が準備できない場合はこの限りでない。  
なお、(8)ルート（豊岡、県立健康科学研究所間の輸送）については、750キログラム積有蓋貨物車（小型貨物車両）を原則とする。
- (2) 原則として他の荷物との混載を行わないこと、混載する場合は区画を行うなど、受託者の責任において他の荷物と混ざらないよう配慮すること。
- (3) できる限り同一の運転者が各経路を担当するよう努めること。

## 7 業務要領

- (1) 上記4の搬送経路により各機関を運行する。
- (2) 各機関では、兵庫県健康福祉事務所職員の指示により荷物の引き渡しをおこなうこと。
- (3) 各機関での作業の終わりには、兵庫県が用意する「作業確認書」に時刻を記入の上、兵庫県健康福祉事務所職員から作業終了の確認の署名をもらい、次の場所に出発する。

## 8 安全運行の励行

車両の運行については、法令に定めるところにより安全運転に努めること。

## 9 守秘義務及び検体逸失防止

- (1) 検体等には個人情報を含むこともあるため、業務上知り得た情報を他人に知らせはならない。
- (2) 検体は再採取が不可能なものがあるため、検体の逸失を防止するため細心の注意を払わなければならない。
- (3) 上記2項目については、契約書に特記することとし、検体逸失に関しては、契約時に事故防止策を兵庫県に提示することとする。

## 10 その他

- (1) 運搬物は、検体等であるから、特に慎重に取り扱うこと。
- (2) 運行日、経路については、通常時のものを示したものであり、一部変更する場合がある。また、搬送前日までの連絡により、搬送のキャンセルを可能とする。
- (3) 天災、悪天候等、その他やむを得ない事情により運行日、コース等を変更する場合、又は、変更した場合は、疾病対策課、請負者双方の話し合いの上、対応協議する。
- (4) 運転者が本業務のために「3 対象施設」で指定する機関内に入る際は、名札を着用すること。
- (5) その他、本仕様になし事項については、疾病対策課及び兵庫県健康福祉事務所の職員の指示に従う。
- (6) その他、契約に関して、上記に定めのない事項については、財務規則（昭和39年3月31日 兵庫県規則第31号）による。